

昭和二十五年四月二十一日(金曜日)午後一時四十分開会

委員の異動

四月十九日 委員水橋藤作君辞任につき、その補欠として千葉信君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○放送法案(内閣提出、衆議院送付)

○電波法案(内閣提出、衆議院送付)

○電波管理委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松野喜内君) 只今から電気通信委員会を開会いたします。

前回に引続きまして電波関係の三法案に対する質疑を行いたいと思ひます。

○中村正雄君 大臣にお尋ねしたいことがござりますが、或いは今までの委員会でも各委員から御質疑になつておる点があつて重複するかも知れません、が、そういう場合は簡単に御答弁願つたら結構であります。

第一にお尋ねしたい点は、放送法案の三十七條以降の關係であります、協会の收支予算並びに事業計画、資金計画、これは国会の承認を経なければならぬ。こういうふうになつておるわけであり、国会の承認を求めるところは国会の審議権といふものはどういふ点まで及ぶのであるか、この点につきまして大臣の御所見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 中村君にお答えしますが、この問題は衆議院に

おきましていろいろ論議されたのであります、又政府から本案を提出する際にも相当検討された問題であります。即ち法律的に考えますと、このNHKは大體日本国有鉄道、或いは専売公社というふうなものと同一線に進むのでありますけれども、よつて生じました財産關係、例えば日本国有鉄道、或いは専売公社というものは一切を挙げて国の支出にかかつております。併しこのNHKの方は御承知の通りに政府の出資というものは殆んどないのであります、すべてが民間の資力によつて育成發展して現状の姿になつておりますので、従つて国会或いは政府のその財政經理に對する關与というものも、多少経過的には考えた方がむしろよろしいのではないかと、いろいろな点から、日本国有鉄道の予算を国会が審議するとは違つて、もつと輕い意味で見た方がむしろ將來の協会の發展のためによろしいのではないかと。こ

ノ一という程度の審議を求めるといふような見地でこの法案が出されております。併し文字そのものから見ますと必ずしもはつきりしませんが、政府の考えは今申上げましたような構想になつております。

○中村正雄君 今大臣の御説明で一応の政府のお考えは分りましたが、實際問題として、收支予算を国会に出して国会の承認を経るとなりましたら、国会は收支予算につき詳細に目に見つて検討しなければ、イエスかノーかの返事はできないということ、御承知の通りであります。従つて大綱を出して国会の承認を経ると、こ

らお話の否決された場合、国会の意思がどこにありや、政府が判断するのはどこであるかといふこと、政府が判断するところは、これは我々は恐らく否決になる場合は各党代表の討論があると思ひます。その討論に對して賛成、反対があつて最後に否決になるのでありますから、やはり實際の運営に當つては、この問題が否決の原因である、この問題が賛成されておるのだといふことは政府として分ると思ひます。そういう意味で国会で否決されたポイントを修正いたしました再提出する。それから年度を越えることがあるのではないかと、この問題であります、これも先程お話ししたように事実上、そういうこともあり得ると思ひます。而も御承知のように国の予算が終戦後たび／＼年度内に成立しない、暫定予算を取つて来たといふような問題は、國の大きな經濟、行政といふような問題に相當影響をいたしておるのであります、これはNHKだけの予算がそう長く、早く提出しておるに拘らず百五十日の間にその意向がはつきりしないといふようなことは極く少ないのではないかと。ないとは思ひますが、できるだけのうまいことのないように審議期間を十分とれるように国会の開会当初に出したいと思つております。

○中村正雄君 國の予算であります、四月に入つても、その年の予算の通過の見込がない場合は、暫定予算を提出する余地もありますけれども、協

或いは専売公社のような予算の細目に亘る修正権といふようなものを認めるような筋ではなくして、一応極く大要の予算事項を報告いたしまして、そしてこれを一括して承認を願うといふような趣旨、もつと具体的に申上げますならば、例えば人事の問題でよく最近の法律で政府が提案して国会がこれを承認するといふあれがありますが、その程度の承認で、従つて款項の修正とか何と云ふ問題は起さずに、ただ總括的に判断してイエスといふか、

○國務大臣(小澤佐重喜君) 結局国会が承認を与えなければ予算は不成立になりますから、国会の意向といふものを再検討しまして、国会の意思に適応するような予算を再提出して御審議願

○國務大臣(小澤佐重喜君) これは時期外れになつて予算が年度内に決らないといふような問題は、一般の國の予算の場合と同じような結果になると思ひます。従ひまして我々もいたしましては、この予算はできるだけ通常國會の当初に提案するようにする。それか

○國務大臣(小澤佐重喜君) 結局面が承認を与えなければ予算は不成立になりますから、国会の意向といふものを再検討しまして、国会の意思に適応するような予算を再提出して御審議願

○國務大臣(小澤佐重喜君) 結局面が承認を与えなければ予算は不成立になりますから、国会の意向といふものを再検討しまして、国会の意思に適応するような予算を再提出して御審議願

会につきましては、そういう条文がないわけで、通常国会の当初に出すというふうな予定はされまして、一般の予算にいたしまして、これは通常国会の当初に出すのが常例になっておられるけれども、実際は出されておられません。同じようにやはりこの予算にしまして、大臣のおつしやる通りに運営できることは、今の場合想像できないわけですから、そういう場合四月を越してもできない場合は、暫定の收支予算その他のことを考えるような措置を講じて置く必要があるんじゃないかと思うのですが、これに對しましてはどういうお考えですか。

○國務大臣(小澤佐重喜) これはそのお話が御尤もであります。併しこの政府の暫定予算という問題も、これは恐らくあれは法律に明文がないと記憶しておりますが……

○中村正雄君 財政法にあります。

○國務大臣(小澤佐重喜) 財政法の暫定予算、この暫定予算の場合でも、例えば国会の修正は相当大きい問題であつて、而もこれを待つておつたのでは、年度を越すという場合には、これは財政法の適用がない。でありますから、適用がないから駄目だということになります。適用がなければそれ程詳細な問題でないから取敢えず一ヶ月ならば一ヶ月を承認願つて、問題のこの点だけを出すという方法も可能じゃないかと思ひます。併し、そういう方法を法律で明文を出しておくということは、必ずしも不適当だという意味ではありませんが、これもはつきりすれば、尙完全な法律かも知れません。

○中村正雄君 それは條文になければ仮に三十六條には協会の事業年度が四月

月に始つて三月に終るということになりまして、三十七條では、事業年度の收支予算と書いてあるわけで、一般の国の予算のような暫定予算を出して、国会の承認を得るということは規定がなければできないというところは、一応考えられると思うのです。その点は別にしまして、次にお尋ねしたい点は、先程大臣からこの收支予算なり、その他につきまして、国会に修正権がない、イエスカノーかだけの審議である、こういうふうにお考えになつておるといたしますれば、国会の承認を求める意義がどこにあるか、言い換えればこの協会の收受する受信料というのは、大体税金と同じようなものであるというところは、基礎において政府機関でもないものに対して、会計検査をやらせ、そして税金を使うのであるから、国会がすべてタッチしなければいけないと言つて、国会の承認を求めている。そういったしますれば国会がこの予算を不適当であるからこうしなければならぬというこの修正意見は、もう三十七條のところは、私はこの国会の承認を求めるといふ規定が無意味になつて、そうであれば国会に報告だけでも何ら変らない。丁度決算報告と同じようにイエスカノーかだけを求めるのではなくして、国会に報告したらいよいよやないかということになるんじゃないか。従つてここに承認と書いてある以上はやはり修正権もあるところの實際上の審議権がなければ私は三十七條の趣旨は一貫しない。この点につきまして再度大臣の御答弁を要求したいのであります。

○國務大臣(小澤佐重喜) これは報告というものは、全然国会に採決権がない問題でありまして、お話のように国家予算のように修正権がある制度は、国会の審議権がフルに活用される場合であります。それから報告だけという場合には殆んど監査的な問題でありまして、内容を調査するといふだけで積極的な国会の権力が及ばない場合です。私の今いふ承認といふのは、その中間の狙いでありまして、そうしてつまり予算を款項目まで査定権があるかといふことになりまして、国会の権力が余り公共企業体に注がれ過ぎないものが、却つて困難になるではないか。その国会の承認でない、国会の報告という問題も政府部内で検討したのであります。国会の承認を完全に得る、政府予算と同じようにするか、それとも報告だけの承認とするか、而も国会には全然関係なく監理委員会だけの監督にするかといふ三つ、四つの意見があつたのであります。そこで客観情勢等も考慮に入れますと、この四つの方法の一つ、即ち国会の審議権がフルに活用する場合と、比較的概略的、即ち根本方針だけを承認するか、不承認するかといふ真ん中をとつたような意味でありまして、これは考えようによつて嚴格にやるべしという見解に立ちますれば、どこまでも国家予算と同じようにやらなければならぬだろう。又NHKの先程も言つたような発達、而も財産的の発達から見れば、国会がそこまでせんでもいいんじゃないかといふことも、今言ふ通り聴取料が固定されるということから国会とこの問題が出て来たのでありまして、その点等が衆議院でも多少修正になりました

し、それから結局報告と徹底的な審議権の中間の承認といふところまで考えたような次第でありまして、どの議論も一つの議論であります。四つはいずれも立つのでありまして、要はどの程度に国会がNHKの経営に對してタッチすることが適當であらうかといふ一つの考え方が基本になつて、どちらにも議論が立つと思ひます。まあ政府は今のような議論は盛んにいたしました、結論においてこの程度はどうだろうといふことになつております。

○中村正雄君 政府の考えは分りました、條文から言ひますれば、その承認を受けなければならぬといひました。それは、やはり審議をされて承認を受けるわけですから、やはり修正権はあるものと考えなければならぬ。今まで各国会で議決を求めたり、承認を求めております案件との振合ひから考えまして、これだけは修正権がないのだといふことになれば、特別な国会法の條文なり、或いは法律の條文がなければ修正権は否定できないだろうと思ふ。

と申しますのはこれと大体同じようなものは、今問題になつております仲裁委員会の裁定の承認と同じような形式であらうと思ふ。従つて政府はこの放逐法案につきまして、これは修正権がないものだおつしやつておりますけれども、あの仲裁委員会の裁定につきましては、国会で修正ができ得るという建前を政府はお探りになつておられます。それと同じようにこのままの條文であれば、政府はどういうふうにお考えにならうとも、法律自体から見ればこれは国会の審議を受ける以上は、修正も認めなくちゃいけないとい

う結果になると思ひます。これは見解の相違になるかも知れませんが、私はそう考へておる。従つてもう一つお尋ねしたいのは、電波監理委員会が査定して、それから内閣を経て国会に提出するとなりますれば、この事業年度の收支予算なり、事業計画なり、資金計画は内閣の責任で国会に出されるものかどうか、責任の帰属につきましてお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜) この問題は結局におきまして最近あります例えは公安委員会とか、その他の委員会制度と政府との関係の問題になつて来るのでありまして、単にこの法律だけの問題でなくなつて来るのであります。従つてこの問題に對しては憲法の解釈上いろいろの疑義があらうと思ふのであります。政府の意見ではありませんが、私共は日本の憲法は行政権は政府に帰属しておる。そうしてその政府がこの行政権を行使するについて、国会を通じて国民に責任を負うのだといふ、こういう建前から申しますと、むしろこの責任という、委員会制度というものは果して日本の憲法の精神に合致しておるかどうかは相当疑問でありますけれども、現在も現行の法律においても沢山ございますので、とにかく内閣総理大臣の所轄に属するといふ意味におきまして、一応の提出者たる責任を負うのだという建前で行つておりますが、併しながら責任を負うという半面には必ずその内容として、一つの権力がなければならぬと思ひます。何の権利もないものが責任を持つといふことは法律上非常に合せない考へ方であると思ひますが、併し現行制度の中におきましてはすでに古くか

○中村正雄君 私は特に三十七條の点について、これはこの原案がいけない、国会の議決を要する事項にしない方がいい、というふうに今まで主張しました点はその点にあるわけで、今大臣がおつしやいましたように、提出の責任だけは政府が負うけれども、内容については責任までは今の場合には負い得ないというふうなお考えらしいので、軽い意味の責任とこゝろおつしやいますけれども、併し国会が審議する場合におきまして、国会が相手にするのは行政府の上の責任と、従つて具体的な實際責任とが、然らばこの上の問題をとりましても、案件の提案理由の説明なり、内容の審査につきまして、答弁を要求した場合に誰が答弁するわけなんでしょうか、その点一応お伺いしたいと思います。

ものが、實際問題としてあり得るだらうか。そういう意味におきまして、この三十七條の規定は非常に巧妙にできておるようであつて、實際は現在の國會の審議の組織の中に非常な異例な問題になつて来ると思います。仮に鐵道公社にしましても、專賣公社にいたしましても、当該大臣がその責任を負ひ、又政府機關であります關係上、これは当然その責任者は来て答弁できると思うんですが、NHKはこれは完全な政府機關とは離れた、國家機關じゃないわけなんですから、そういう問題で政府がその實質上の責任を負えないものを國會に出して審議するというのは非常におかしな問題になつて来るだらうと思います。これは幾ら議論をいたしましても、大臣が自信のないお答えでありますので、この点については一応打切りますが、この收支予算と関連しまして、衆議院で修正されました

受信料の問題でありますが、これも一応国会で決定するようになっておりますが、受信料を決定する場合には、これは收支予算と事業計画、資金計画に関連すると思うんです。どういふふうに出して来られるか知りませんけれども、一応考えられる点は、今の三十五円ではやつて行けないから五十円にしようという点、受信料を五十円にしまして、收支予算を組んで出して来る、こういう形態になると思うんです。受信料の決定と予算の決定とは同時になれるというわけになります。そういう場合に鉄道の運賃でありますれば、政府がこういうふうにして下さいと言つても、国会はこれでなくちやいけなひと言つて運賃の変更には国会の審議権があるんですが、それと同じよ

うに收支予算ではこれではいけないということになりまして、受信料の決定が国会の審議にかかつておる。仮に五十円に申請した場合に、四十五円が妥当ということは国会によるのだ、五十円はいけないとすれば、五十円はイエスカノーじやなくして、受信料の決定は何円にすべきかということがあり得るのじやないかと思われるんです。が、この点大臣はどうお考えですか。

(C)新大目(三)の法(三)事(三)に於ては、
体先程論議したことに同じことになり
ます。従つて今の私共の考えではやは
りこの受信料を大体三十五円で、何万
戸あつて収入トータルされるだけある
ということになりまして、その算定の
基礎が三十五円か、五十円かはつきり
分ります。三十五円の方が至当である
ということになりますれば合計直ぐ分
ります。ところが中村君の言う通り、
国会では三十五円で少し可哀想だ、
五十円では高過ぎる、四十五円に国会
で決定する方がいんじやないとかい
うような御意見であります。けれど、そ
れも中村君の考えを私は否定しようとい
うわけじゃありませんけれども、これ
を大きい目で見て、要するに国会が余
り詳細な権能をこの中に入れぬ方がむ
しろ妥当ではないかという見地からし
て、そういう矛盾が出て来るのであり
ますが、併し政府予算と違ひましてNHKのは三億程度のものではありますし、歳入といひましても今の聴取料が基本でありまして三十何億であります。割合にそれが今のような場合におけることを考慮に入れましたも、国会では四十五円なら承認するというようにな工合に直ぐ出すくらいなこととは、そう困難ではないと思うのであります。

だけれども一番正確なのは、これは審議権全部を認めましてやるのが一番よろしいと思います。国会の審議だけを考えますれば……そういうことになりますと、大体この予算の編成方針も法律で一応決めなくちゃならないと思います。例えば款項目をどうするかというようなことは法定しなくちゃいけないと思います。そういうふうに行きますと次から次へ財政法の適用というようないろ／＼なことになって来ますので、政府の関与する範囲、国会の関与する範囲が国家機関と少しも違わなくなるというふうなことから、今のような措置を採つたのでありますが、それはどつちへ行つても議論になるわけでございます。私共は単に中村君の考えを否定する趣旨でもありませんけれども、この程度でいわゆる監督も国会の監督権、政府の監督権とこの程度にとどめたいんじやないかという感を一つ理論化したままであります。理論ではどつちでも参ります。そういうような場合には今話した通りどうも五十四では駄目だ、四十五なら恐らく通るといふような場合は四十五を基本として案の出し直しをするというのが、今の建前であります。

○中村正雄君　そうしますと、受信料については国会は変更の権限はない、イエスカノーかだけの審議権しかない、と、こういうふうにお考えになつておるわけですか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) それは政府原案は御承知の通り法定化されましたが、これは当然国会の審議権の対象になるのですが、衆議院の修正案を基本といたしますというところ、少なくとも今後の予算に對しましては附則であり

ますが、御承知の通り附則の適用を受ける場合は別であります、附則の適用を受けなくなつた場合はそれは修正権がなくなる。その場合に総括的にこれは不承認となりますから、不承認になつた場合には予算編成方針から見ても適當だといふ四十五回の再提出をするつもりで私の方は考えております。

○中村正雄君 今審議しておりますのは衆議院から送られました修正案が中心なんです。今後の受信料の決定につきましてははいゆる修正権はない。イエスカノーか收支予算と同じなんだ、こういうふうにお考えになつておるわけですか。

○國務大臣(小澤佐重喜) そうです。○中村正雄君 もう一つお尋ねしたいのは、そういうふうにはNHKの事業計画、收支予算すべて国会の承認を経なくちゃいけない。こうなつて来ますと、この法案の根本でありますこの公共放送というものを政府機関にせず、に不偏不党のものにしくちやいけな、どこまでも中正を保たなくちやいけなという趣旨からきておるこの国会の公共放送というものが、やはり国会のそういう予算、事業計画まですべて承認を経なければならぬとなりますれば、實際問題といたしまして、そのとき、多数政党に対して色眼を使わなくちゃいけない。又いつも不偏不党であらねばならない協会が、やはりときの政府に對してどうして、も隸属するような形を取らなくちやいけなという結果になると思ふのです。国会の承認というのは御承知のようにはやはり多数決の承認であります關係上、多数党に對しまして協力が近寄らなければ協会の事業計画もできない

というふうなことになります。国会の承認をあらゆる面について認めていることが、放送法案の骨子であるところの公益放送の中立性というものを阻害する。こう思ふわけですが、この点につきましてどういふふうにお考えでありますか。

○國務大臣(小澤佐重喜) 先程もお話しした通り、国会のいゆる監督権、或いは政府の監督権というものを、この公共企業体ほどの程度に發動することが適當か、これが根本の問題であります。私も原則といたしましては国会には承認を受けたい方が適當であるという意見を持つておつたのです。これは政府の内部を暴露するものですが、併し、客観情勢は、いゆる少くとも公共企業体というものは税においても特典を与えております、それから独占事業であります。それでどういふよう、経営に特別の利益を与えているものに対して、國權の代表機関が全然監督しないで放任するといふようなことは、國民に對して或る程度無責任といふような形も出て来るのではないかと、というふうな意見が強くなりまして、この客観情勢が私共の考えとは違つた形になつておりますけれども、併しながらそれを以て私は言い逃れをするつもりはありません。結論においては、今まで言う通り程度問題でありまして、実は中村君の考えを考慮しながら、できるだけ干渉の範囲を少くしう。そして今のような弊害の出ることを少くしようといふような意味から、むしろ款項の審議権もなく。又修正権もないといふような形を取つたのでありまして、氣持だけはそこに現

われているつもりであります。従つてそうした場合における運用を、十分今中村君の御指摘になつた国会或いはこの政府が、この公平であるべきNHKの運営に對してできるだけ政府の手、或いは国会の手が伸びないような姿で運用するように進まなければならんと現に考えております。

○中村正雄君 それはそのくらいにしておきまして、放送法案の四十六條の關係で一点お尋ねしたいと思うのですが、協会放送と民間放送との放送事項の境界というものを、どういふふうにお考えになりますか、具体的に御説明願ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜) 今のお話は、要するに広告放送とは何ぞやという問題になつて来ると思ふのであります。これは先般尾崎委員からも熱心な御質問がありまして、これは将来相当問題の起る個所でありまして、一応政府といたしましてはこの解釈を決定いたしております。これを政府委員から……

○政府委員(網島毅君) 只今大臣からお話ありましたので、私からこの広告放送というものにつきましての立案當局の考え方を申し上げます。この法案におきまして、広告放送と言つておりますのは他人の營業に關しまして宣伝その他の特別の利益となるような放送といふのであります、その内容が客観的に見まして広告と思われるような場合におきましては、たとえ他人の營業に關して広告しようとする主観的な意図がなくとも、これを広告放送と認めなければならぬ場合もあり得ると存じております。広告放送といふことにつきまして嚴密な法律的な定義を設け

ることは極めて困難でございます、要はこれらの主観、客観の要素を再具体的に勘案して、社会通念の良識に従つてそれが広告放送であるか否かを判断するのが適當ではないかと存じて居るのであります。併し将来この問題につきましても紛争が起り得るといふことも考えられますので、電波監督委員会がこれに關しまして、そのとき、社会通念に従ひまして、一つの標準を作りまして、これを放送事業者に勧告する。そして一応のめどをつけるというふうなことも適當ではないかと存じておるのでございます。これは電波監督委員会の仕事でございますが、電波監督委員会ができました場合には、この趣旨を十分伝えたらどうかと存じておる次第でございます。

○中村正雄君 具体的にお尋ねしたいのが、社会通念によつて決する場合は、社会通念の基本となるべきものは、いふ／＼考え方はあるだろうと思ひます。聴取者が聴きたいといふことを主眼としたところの社会通念もありまして、或いは宣伝といふことを基礎とした社会通念もありまして、いろいろあるわけで、抽象的なことによつて判断できないので、一応今政府委員の御説明のように電波監督委員会が細目を決定するといふわけでありまして、一応具体的にお尋ねしたい点は、NHKがやつておる現在の放送を基礎にいたしまして、この放送で今後できないような放送があるかないかという点につきまして一応お尋ねしたい。言い換へれば現在やつておるNHKの放送で、これが民間放送ができた場合、広告放送に移るべきものがあるかないか。具体的事例につきまして政府の御答弁を願ひます。

○政府委員(網島毅君) 現在日本放送協会がやつております具体的な番組について、それをお話するようにという御質問でございますが、実は先般も申し上げましたように、現在日本の政府は日本放送協会の番組につきまして監督権を持つておりません。従ひまして今日まで番組そのものにつきましてこれを監督的な意味合において検討したことはないであります。従ひまして現在直ちにその番組のどの部分をどうするといふことを申上げることはできないのであります、この問題は一に今後の電波監督委員会が非常に広い知識経験を持つた方々から選ばれるわけでありまして、それらの方々にその社会通念に従ひまして正当な判断をして頂くのが一番適當ではないかと存じておる次第でございます。

○中村正雄君 私のお聞きしたいのは、放送法案の提案者である政府が、すね、いわゆる民間放送と公共放送に分けた場合に、どういふ區別によつて分けるかということが現在の政府に分らなくて、今度できる監督委員会に委すような、法案の提出の仕方は無責任だ。で私は抽象的な言葉では分らないから、現在の放送協会の番組を政府が監督しておらないといふことは事実かも知れませんが、監督をしておる、しないに拘らず、現在どういふ番組で、どういふ放送をされておるかというところは、立案者である大臣も政府委員も毎日お聴きになつておると思ふ。一応政府がこの民間放送と公共放送と二つに分ける境界をつける場合、現在の放送のうち、これはこのまま公共放送に残るべきものである。このう

ちこういうものは今後は民間放送に委
さるべきものであるという一定の限界
に基づくところの具体的な考えがないと
は思えないが、お考えがなくて法案を
出すという事は以ての外であると思
う。これは提案者である大臣のはつき
りした御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(小澤佐重喜) 放送の番
組は大体においてその時代、その時期
においてこの法律で規定した形におい
て変化があるのでありますから、直ち
にこの法案が実施された場合に、今の
放送を比較して当嵌まるかどうか疑問
であります。私の通念では現在の放送
がやつて行けないということが出て来
るとは考えておりません。

○中村正雄君 私の問題は以上で終り
ます。

○委員長(松野喜内君) 外に御質問：
○尾崎行雄君 丁度今放送のこと
が出まして、中村委員の大体の御質問
があつて、私も全くその点同感であり
ます。要するにこれはこの前のお答え
があつたように、広告放送ということ
の厳密な法律的定義を設けることは極
めて困難である、この一点に帰する
であらうと思ふ。要するにこれはその
大切な、広告か、広告でないかという
ことが十分にはつきりしないのでい
て、而も一方NHKは広告をしないか
ら聴取料を取る。片一方は広告をする
から聴取料は全然取らせないというこ
とに分ける。而して広告か否かが不明
確であるとする、これはどうも土台
を築かないで家を建てるようなこと
になつて、砂上の楼閣的なものであると
私は判断せざるを得ないのでありま
す。これが一つと、その次は実際にN
HKの放送の聴えない所に受信機を置

いても、尙NHKに聴取料を払う。実
に矛盾した不合理な現象が起る。これ
もどうもこの放送法案の一つの難点で
あらうと思ひます。併しこの二つはま
だ妥協の余地があらうと思ひます。し
ども、第三のこの受信機を、今の日本
の受信機が非常に悪いということのた
めに、アメリカあたりでは自由にこれ
を分離して聴えるのでありますが、分
離できない、聴えないということが実
際に起つて来ようと思ふ。又聴えるに
しても、無理にこれを非常な困難な装
置をして、そうして分離して聴くとい
うことになる、実際聴かなくなる。
つまり聴えるか聴えないか、聴えない
ということが多くて、而も聴えても聴
かない、そういう面倒なことは聴か
ないでおこ、結局NHKの第一にして
おいて、スイッチさえ入れれば聴える
ということにするのが多からう。従つ
て広告料を払つて、広告放送を頼む人
がなくなる。その結果として一般民間
放送は立ち行かないということが実際
であらうかと思ふ。政府委員のこの前
のお話では、何かアンテナさえ立てれ
ば分離できるというようなことであり
ましたが、やはりアンテナ説を固持し
ておられるのであります。私はどう
もその点では賛成できないのでありま
す。どうしてもこれはもつと高級なス
ーパー・ヘテロダイン級の受信機を普
及する一点にあらうかと思ひます。そ
の点についてこれは政府委員のお考え
を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(岡島毅君) 只今お説にご
ざいましたように、今後日本における
民間放送を普及させるために、ス
ーパー・ヘテロダインの受信機を奨励
して普及させるという事は、一番効

果的であり、又適切な対策であるかと
存するのであります。併しながら何
分にもこのスーパー・ヘテロダインの
受信機というものは、相当高価なもので
ございまして、これを今直ちに日本
全国に普及させるということは、な
かなか困難でございまして。従いま
して、私共といたしましてはできるだけ安
い経費で、而も相当性能を向上させる
という方式を考えて、これを普及させる
ことが適切ではないかと存じておりま
して、各新聞社、或いは政府関係の機
関、その他とも連絡をとりまして、その
方法を進めて居ります。尙現在のこと
ろこの民間放送、或いは受信機の製造
業者に直接補助金を出しまして、或
いは聴取料金の若干を分けるというよ
うなことは非常に困難でございませ
う。この受信機をよくするというこ
とは我が国の放送行政上非常に重要な
ことでございまして、幸い日本放
送協会におきまして相当立派な研究所
を持つております。従いましてその研
究所にこの民間放送に必要な技術であ
りますとか、或いは又受信機の改善に
必要な研究を行なはせて、この結果
を公開して、この受信機の性能を向
上させる、或いは又民間の研究機関に
委託研究を行なはせて、そうしてこ
れらの受信機の性能の向上を図るとい
うようなことによりまして、間接にこ
の放送の助成を図るというようなこと
が適切ではないかと考えておるのでご
ざいまして、将来是非こういう方面に
強力な推進を行なうべきであらうと考
えておるような次第であります。

○尾崎行雄君 今の政府当局の御意向
諒いたします。どうか十分にその点
を強く主張されて、そうして下さる

いい受信機の広まること、それによつ
て民間放送が真に繁栄する。今の受信
機のままで民間放送事業者から見ま
すと、大変いい法案が与えられてお
るけれども、実際は画ける餅になつて皆
ばた／＼と倒れてしまふ虞れがある。
従つて日本の放送の一般の聴取者も非
常に迷惑を受けるということになら
うかと思ひます。どうかその点を
くれ／＼も強調してやつて頂きたい
いうことで私の質問を終ります。

○委員長(松野喜内君) 外に御質問あ
りませんか。

○新谷實三郎君 只今の尾崎委員の質
疑に關連いたしまして、私も少しお伺
いたしたいと思ひます。それは政府
委員からの答弁によりまして、まあ一
応受信機の問題に限定されておつたよ
うでありますけれども、私は単にこの
受信機の問題だけではないに、送信機
の問題もありましよう。又日本のラジ
オ改良によりまして、欧米各国にあり
ますようなテレビジョン、これもこ
三年乃至五年の間には実用化しなきや
ならんという事を我々責任を感じて
おるのであります。この点は政府も同
感であらうと思ふのであります。そ
うなりますと今NHKの研究機関、或
いは電気通信省の研究機関、又各メー
カの研究所というように、いろいろ研
究所が沢山の種類、或いは数がありま
するけれども、従来のような研究のや
り方ではなから、効果的にラジオ技術
の向上を期し得ないという憾みがある
のではないかと思ふのであります。そ
れで一案であります、私できればそ
ういう研究所、あらゆる研究所を何
かの技術を向上させるための総合的な

研究団体というやうなものを是非考
える。でそれを活用することによりま
して各工場なり、或いは研究所の特殊
性を活かしながら、それ／＼の分野に
おいて画期的に技術の向上を図る。そ
れを総合して只今のお話にありましたよ
うな受信機の問題でありますとか、或
いは将来のテレビジョンの問題であ
りますとか、そういうことに備えるの
でなければ、日本のラジオ研究という
ものは、技術的にいつまで経つても非
常に低い水準に置かれなければならない
結果になるのじやないかと思ふので
あります。この点私は相当強い希望を
持つておるのであります。それに關
しまして大臣から御意見を伺いたい
と思ひます。

○国務大臣(小澤佐重喜) 新谷委員
のお話は極めて適切な言でありまし
て、殊にこの問題につきましては、ず
つと前の本会議におきまして尾崎委
員から詳細な御意見がありましたの
で、私といたしましては早速具体的に
どうすることが適當かというやうな点
を判断いたしました。今日のように
部分的に勝手に小さい規模でやつてお
るというやうなことは、どうしても技
術が急速に進歩するということは不可
能だと思ふのであります。従つて今新
谷委員のお話のように現在のNHKの
研究所を拡大強化することは勿論のこと
と、更にこの民間の研究、或いは官
庁の研究等とを総合いたしました大
きな組織にいたしまして、日本だけの知
識で足らん場合には外国の技術も導
入して、そうしてこの事業の急速な発展
をさせなければならんと思ひておりま
して、現にその方向に向つて具体的に
構想を練りつつございしますので、や

がてこの法案が実施されますれば、その遅くもない機会にそうしたものがある具体的な実現をすることを考えております。

○小林勝馬君 質疑を打ち切り、討論に入られんことの動議を提出いたします。

○委員長(松野喜内君) 只今小林君が質疑を打ち切り討論に入りたという御動議がありました、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野喜内君) 御異議ないと認めます。

それでは皆様のお手許に差上げておきますように、小林、大島両委員から電波及び放送法案中一部修正案が提出されておるのであります。これを御報告申上げて置きます。それでは討論に入ることにいたしますが、この三法案は密接な関連を有するものでありますので、只今申上げました小林、大島両委員の修正案と共に三法案の討論につきましては一括していただきたいと思ひます、如何でございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野喜内君) 御異議ないものと認めます。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。それから念のため申上げますが、電波法案及び放送法案は衆議院からの修正送付のものが原案となつておるのであります。それではどうぞ。

○小林勝馬君 私は只今議題になつております電波監理委員会設置法案、放送法案、電波法案の三法案に対して討論を行いたいと思ひます。

先ず電波監理委員会設置法案並びに放送法案に対しましてはいたし方な

く、やむを得ず賛成いたします。(笑) 先ず電波監理委員会設置法案につきましては、私共といたしましては再三に亘り政府に對しましてあらゆる角度から修正その他の意見を申述べて参りましたけれども、容れられない、万やむを得ず、これに賛成する次第でございますが、今後この法案の取扱に當られては万全を期して頂きたい。尚又次の機会におきまして改正その他のことを是非行なつて頂きたい。それと申しますのは第六條その他この法案に盛り込まれておる精神が私共といたしましては納得しかねる点が多々あるのでござります。総理大臣が委員長又は委員を任命する、而も公共の福祉に關し公正なる判断をすることができ、広い経験と知識を有する者の中から両議院の同意を得て、選定するというふうになつておりますが、なか／＼実行はむずかしい問題であらうと、かように考えられます。尚又第八條におきまして業務の兼職を許されておらない。而もこの報酬におきまして非常に安い報酬を以てやられる。そういうことになり

ますれば、立派な方に委員になつて頂くことができないのではないかと。こういうことではこの電波監理委員会が本當のよい活動に支障を來すのではないか、こゝういふ点も考えられまして、今後の処置に万全を期して頂きたいと、かように考える次第でござります。

次に放送法案につきましては、私共しげ／＼本委員会におきまして政府にいろいろな点から修正乃至はいろいろ意見を申述べておきました。尙先程申上げましたように、非常に疑義のある法案でござりますけれども、これ又万

止むを得ず賛成する次第であります。併しその賛成する前に私共といたしましては、いろいろと修正を申出ておりましたが、大多数は容れられない状態でございます。

先ず私の修正したい点の第一点は、第九條第五項におきまして放送協会の行うことができる受信機修理業務の範囲を一層明確にしたいのであります。又その第二点は、第三十八條に協会の毎事業年度の業務報告書を国会に提出とあるのを報告とし、国会が余りに行政事務の範囲に深入りさせぬことにしたいのであります。第三点は、第四十六條第二項において協会の行う放送中廣告放送と認められない範囲を明らかにしたいのであります。第四点は、第五十四條において「又は職員」の字句を削り、罰則を役員並びに職員とあるのを職員の方を緩和することであり、即ち收賄罪を協会の職員にまで及ぼさない、いわゆる法律による身分の保障もしないこと、及び職員の活動に悪影響を与える虞れがあるからなのであります。その他にまだ我々といひましたは相當の修正意見もあつたのでござりますけれども、再三に亘りこの委員会におきましての質疑応答にありまます通りであります、いろいろな点に不満足でござりますけれども、以上のような理由で一応賛成する次第でござります。

次に電波法案に對しましては私共これ又再三に亘つて政府当局と折衝して参りましたけれども、第四十四條並びに第四十五條の問題が何としても修正せられない。現在におきまして第三十三條の料金の半減は容れられにいたしませんが、この従業員、従事員のことを考えますならば何としても、我々と

いたしましてはこの四十四條乃至は四十五條の免許の有効期間を設定するといふことに對しましては、絶対に賛成し得ないのであります。御承知の通り現在まで國家試験を受けた國民があらゆる点で身分の保障をされておる。然るに拘わらずこの無線従事者のみ五ヶ年の年限を設定されるということは忍び得ないのでござります、現在まで、例えは無線技術、無線関係におきましては日進月歩の世の中であるために、あらゆる面から進歩発達を激しいから、五年置きくらいに試験をするのが當然だといふ政府側の御説明でござりますけれども、現に私共十年以上この無線通信に携つておらないけれども、技術の操作におきましては、万々支障なくできるような私自身が体験を持つておることからいたしまして、この五ヶ年間の期限といふものは苛酷であらうと、かように断ぜざるを得ないのであります。御承知の通り目まぐるしい程法律改正をいたし、恐らくは勉強もそれ程でできないであらうところの弁護士ですら、一生涯の免許を持続しておる今日であります、尙又現在医療乃至は技術がこれ又目まぐるしい程進歩発達をいたして、旧來の技術においては及ばざるような点が多々あるにも拘わらず、人の命に直に關するようになか／＼な方々が、一生涯の免許があるにも拘わらず、この無線従事者が何らさうな生命的に危険もないにも拘わらず、こゝういふ期限を設定されるというには、何としても賛成しかねるのでござります。尙又その外にも数点私共といたしましては疑義があるものでござります。例えは五十條におき

まして第三級通信士が通信長としての資格がない点、それから四十條におきまして航路その他におきまして第二級通信士が無線の國際通信ができないうといふような点、並びに第三級無線通信士が漁船に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作と相成つておつて、船舶に施設する百ワット以下の無線電信の通信操作及び技術操作はでき得ないといふことに相成つております。然るに一方におきましては、その下級であるべき等の電話級無線通信士が船舶に施設する空中線電力百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作ができ得ると、かような矛盾点もあるのでござります、その他三十四條の義務無線電信におきまして私共といたしましては疑義があるのでござります。いろいろこの電波法案に對しましては私共が如何ように考えましても賛成でき得ない点が多々ありますために、私といたしましてはこの法案に對しまして断乎として反對するものでござります。

○大島定吉君 私は只今議題となつております電波法案に對しましては修正の動議を提出し、放送法案及び電波監理委員会設置法案に對しては小林君の修正及び修正を除きました原案に賛成の意を表するものであります。

電波法案につきましては第三十三條の手数料の表を修正いたしまして、定期検査の手料は検査を受ける者の負担を軽減するために、落成当初の検査手数料を半額と修正いたしたのであります。要するに電波法案は我が國の無線に關する來たるべき國策を確立し、放送協會のみならず、一般民間に開放

しようとするものであり、又放送法案におきましては、放送に対する一般的規範を定めようとするものでありまして、尙又電波監理委員会設置法案につきましては、無線及び放送を規律する新しい機関を設けようとするものでありまして、尙無多不備の点はありませんが、現在の段階におきましては、一応三法案を実施し、来たるべき機会におきまして理想的なものにすることにいたしまして、三法案に賛成の意を表するものであります。

○千葉信君 私は三法案に対して反対を表明いたします。元来この三法案の提出を見ましたゆえには、現在の状態において旧来の無線電信法を以ては、電波行政の規程が不可能であるという状態と、もう一つは、全国に八百四十万人の聴取者を擁するこの無線放送を、一つの機関に独占せしめないで、民主的にこれを開放する、こういう立場から立案提出されておるのでございしますが、その二つの点を考えて見ますと、電波行政に関する電波監理委員会の設置法或いは電波法におきましては、強力な官制統制、或いは又国家統制を行なつて、そうして電波に関する利用を極端に制限して、そうして国家的な意思をこの電波行政の中に強力に加えて行く、而もその背後にあるところの国際的な権力を考えますと、この電波行政の規程というものが、必ず將來において大きく軍事的な支配に結びついて行く、日本の植民地化の問題に結びついて行くという点について、私はこれに反対せざるを得ない。又一方放送の開放にいたしまして、これ又名ばかりの開放を行おうとしておる、これらの点については私は本會議で詳

論いたしたいと思うので、以上を総括的に申上げまして、個々の問題について具体的に反対を表明いたしたいと思ふのでございます。

先ず第一に電波監理委員会設置法案におきましては、当初この法案が考えられた時には、委員長は國務大臣にする。こういう考え方があつたのですが、これは国会提出以前に國務大臣にするという條項は削られましたけれども、併しながら委員長自体が総理大臣の直接の任命である。国会の承認を経るということになつておりますが、この場合において委員の互選ではなく、直接内閣総理大臣が委員長を任命し、委員を任命するということになつておる。そうして又その任命が、公共の福祉に關して公共の福祉をすることが出来る者という條件になつておるのでございしますが、現在のように利害の相反する対立が明確になつて参りました段階におきまして、果して公共の福祉に對して公共の福祉をすることが出来る者があるかというところが問題でございします。立場立場に對して、どうしてこの公共の福祉に對する判断と、どうしてこの公共の利害に結びついた判断をする以外に、生まれて来ない、こういう立場から考えますと、電波監理委員会における公共の福祉に對する判断というものは、その委員の構成の中に求めなければならぬ、その相反する立場の委員諸君を公平に網羅して、そうして初めて委員会の結論というものが正しい、公正な判断に結びついて行くのでなければ、これは到底期待することのできない性質のものである。若しくはもつと具体的に言いますならば、その選出するところの母体、或いは階級を明確に法の中に感るとい

う考え方でなければ、決して電波監理委員会における公共の福祉に關する結論というものは、公平な形においては生れて来る筈がない。従つてこの法案におけるところの電波監理委員会というものは、どうしても一方的な形において構成されざるを得ない。こういう立場から私はこの電波監理委員会設置法に對してはつきりと反対を表明せざるを得ない。

次は電波法でございますが、特に電波法におきまして我々が承服することのできない具体的な部分は、通信従事者に對して非常に苛酷であるというところ、第一が沈黙時間に関する第六十四條の規定、或いは第四十二條二號の罰則、或いは第四十四條における従事者の免許の有効期間に關する五年という制限のごとき、先程小林委員も触れたようでございますが、例えば従来は國家試験におきましては日進月歩する医学の場合においても、アスピリンを以て治療しておつた病気が、現在ではペニシリンというよりなあいう進歩を遂げる。或いは又電氣通信大臣は丁度弁護士でございますが、新しい憲法が施行されて、そうして一つの国会において百数十件、或いは二百件以上という法律がどしどし施行されて行くに拘わらず、この弁護士に對しても医師に對しても有効期間の制限というものとは全然考えられておらない。日進月歩するといふ同様の意味で、無線通信が非常に発達する早いというだけの理由で五年という制限を加えるがごときは、我々として了解に苦しまざるを得ない。第二は技術法としての本法の中に、第七十四條に暴動或いは非常事態の発生又は発生の虞れ云々とあつて、

その認定する責任の所在が明確でない。こういう点で広汎な権限を電波監理委員会に与えられ過ぎている。我々としてはこの点につきましても不満を表明せざるを得ない。尙第三の点におきましては百七條、百八條にも同様の問題がありまして、この点についても私は本法案に對して反対せざるを得ないのでございします。

次は放送法でございますが、放送事業の独占を排除する、そうしてこれを自由競争によつて進歩発展を期待するという当初のこの法案の立案の目的というものが、果して十分にこの法案の中に盛り込まれているかどうかということについては私は大きな疑念を持つてゐる。新らしくできる日本放送協会の場合には、八百四十万の聴取者に對してその聴取料は悉く協会の収入になる。或いは又四十八條においては所得税、法人税の免除、四十二條におきましては起債三十億といふものを保障し、四十九條においては土地收用法の適用を認めてゐる。而も一般の放送事業者の場合においては、割当の波長がすでに極端に貧弱であつて、到底一地方事業会社の域を出ることができない、或いは又その経営はどうしてもこの法案では広告料を主として行かなければならぬ、こういう立場から考えますと、開放したということは単なる名のみであつて、こういう状態においては到底私は一般放送事業者の事業の発展といふことを期待することができない。恐らく許可せられるところの幾つかの一般放送事業者の会社は、ここ一、二年の間はどうしてもこれは経営至難な状態に放置されるのではないかと。こういう点から私は反対するもの

でございますが、併しながら特殊法人として新らしく出資する日本放送協会が全く新らしく國民のものとしての立場に立つて出発すべきものであるに拘わらず、これに對して国家的統制の強いといふことを云々する者があるやうでございますが、この法案の第三十七條或いは第三十八條並びに第三十九條、第四十條、第四十一條は、これは新らしくできる放送協会に對する強力な干渉であるとか、或いは不当な拘束であるといふような意見を持つ者があつて、果して果しては、むしろ私はこの予算或いは資金計画等における国会の承認云々の問題は全く當然な措置である。問題はむしろ電波監理委員会が放送協会に對して加えるところの行政機關としての立場からの強い圧力といふことについて、私は十分に慎重な考慮を執らなければ非常に危険である。といふのは御承知のように新らしく日本放送協会の中には経営委員会といふものがあるのでございしますが、この経営委員会の委員は全国における八つの地方から地域別の立場において選任せられる。そういたしますと、たとえ第十六條の一項におきましていろいろな階層を代表して選任せられるといふことがありまして、第二項において地域的に制限せられるといふこと、この地域的に制限せられるといふことは、選任にも非常に困難が伴うと同時に、経営委員会を開催するということについて常に困難な問題が附随せざるを得ない。そうして又先程小林委員は、電波監理委員の待遇が非常に劣悪だといふことを言われたやうでございますが、電波監理委員会の委員の待遇は決して劣悪ではない。これははつ

きりと同法の附則第七項によつて特別の職員の給与を与えらるるということになつておる、これは決して待遇が不当ではない。ところが経営委員の場合においては実費だけを支給される、実費を支給されて地方から選出された委員が活潑な活動ができないということは当然でございます。そういったしますと所詮は電波監理委員會の行政機関としての強力な監督並びに放送協會に設けられる執行機関としての理事會の一方的な運営ということが、將來の日本放送協會に対する大きな痛となつて残るということを私はこの法案の審議に際して痛感せざるを得ないのでございます。

○尾崎行雄君 私は賛成をいたしました。三法案を通じて決して満足なものとは思つておりません。全体を通じて感ぜられるところは、見せかけの民主主義であつて、実はその反対の意味を非常に多く含んでおるということに非常に遺憾の点を持つものであります。殊に電波法案に関する小林委員のお説のごときは誠に私は同感なのであります。併し懸つて考えまするのに、すでに二年有半もこの案を練つて来て、十分審議を尽して、この際において一線を画すということが政治的に見て非常の大切なことであらう、大分この法案の通ることを要望しておる声が聞える。それらを勘案いたしまして、私はここに不満足ながら賛成いたしましたものであります。殊に今日私は全く賛否を自分で考えないでここに参りまして、冷

靜に政府当局のお話を伺つておりますと、誠意を以て殊に私の要望いたしまする技術的な向上発展に尽そうといわれるこの点はどうも十分に本當にやつて頂きたい。その点を特に要望いたしますして、私の賛成の意見といたします。

○中村正雄君 議題となりました三法案につきまして、日本社会党といたしまして反対の意見を表明します。詳細につきましては本會議で討論を行う予定にいたしておりますので要点だけを申し上げますと、電波監理委員會設置法案につきましては、官僚機構の屋上屋を架するに過ぎないものであるという意味で反対いたします。電波法案につきましては、千葉君からも御指摘がありました、通信従事者に非常な圧迫になつておる。又三十四條にもありますように現在の船舶の五四%を占める船舶に對しての安全性の確保は欠缺されておる。こういう意味から本案に反対いたします。最後に放送法案につきましては、我々といつたしましてはこの放送法第一條に述べております、放送を公共の福祉に適合し、そして民主化するといつたためには、現在の放送協會を改組いたしまして、これを改組拡充することによつて目的を達せられるわけでありまして、競争し得る放送業者を育てることによつて、必ずしも所期の目的が達成されるものじやないという態度を根本にいたしております。併しながらこの民間放送と公共放送と二つにいたすといつたしましても、先程の質疑のときに第一提案者である政府自身が曖昧であると同じように、公共放送をやる放送協會自体の國家機關、或いは國のあらゆる面におきます組織の中でどういうものである

るかという点が非常に曖昧になつております。政府機關でないものに対しまして會計検査をやつてみたり、或いは経営につきまして國會の議決を求めるものでありまして、國會にはその修正権がないという点、非常に曖昧模糊としたしております。又新らしい企画でありまする広告放送と公共放送の限界につきまして、提案者である政府が何らはつきりしたことを考えておらない。挙げて電波監理委員會に一任する。ただ現在の公共方面の放送番組の中から広告放送に使うものは、現在ではないだろうという点、曖昧な点等々からいまして、放送法案に對しては反対いたします。以上で反対の意見を終ります。

○委員長(松野喜内君) 他に御発言はありませんか。それでこれではこの三法案の討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(松野喜内君) 御異議ないものと認めます。それではこれから採決に入ります。採決は三法案別にいたします。

先ず第一に電波監理委員會設置法案を議題といたします。原案通り可決することに賛成のお方の起立をお願いいたします。

〔起立者多数〕

○委員長(松野喜内君) 多数と認めます。よつて本案は可決決定いたしました。

○委員長(松野喜内君) 次に放送法案を議題といたします。先ず小林委員の修正案について採決をいたします。御賛成の方の起立をお願いします。

〔起立者多数〕

○委員長(松野喜内君) 多数と認めます。よつて修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除いた原案について採決をいたします。尙念のため申し上げますが、本案は衆議院の修正送附のもの原案となつておりますことを申添えます。原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○委員長(松野喜内君) 多数と認めます。よつて本案は修正議決と決定いたしました。

○委員長(松野喜内君) 第三に電波法案を議題といたします。先ず大島委員の修正案について採決をいたします。賛成の方の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○委員長(松野喜内君) 多数と認めます。よつて本修正案は可決決定いたしました。

○委員長(松野喜内君) 多数と認めます。よつて本案は修正議決と決定いたしました。

以上三法案の本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によりまして予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、委員會における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野喜内君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とする方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

〔電波法案〕

小野 哲 大島 定吉
尾崎 行雄 新谷寅三郎
〔放送法案外一件〕

小林 勝馬 尾崎 行雄
大島 定吉 小野 哲
新谷寅三郎

○委員長(松野喜内君) 御署名漏れはございませんか……ないと認めます。それでは本日はこれにて散會いたします。

午後三時八分散會

出席者は左の通り。

委員長 松野 喜内君
理事 小林 勝馬君
委員 中村 正雄君
大島 定吉君
尾崎 行雄君
新谷寅三郎君
小野 哲君
千葉 信君

國務大臣 郵政大臣 小澤佐重喜君
電氣通信大臣 政府委員 電氣通信 圖司 安正君
政務次官

四月十四日日本委員會に左の事件を付託された。

一、電波法案中一部修正等に関する請願(五通)(第一七九六号)

一、郡山市に電気通信諸施設完備の請願(第一八二五号) 一、電波法案中一部修正等に関する請願(五通)(第一八二八号) 一、電波法案中一部修正等に関する請願(五通)(第一八八〇号) 一、電波法案中一部修正に関する請願(第一八八七号) 一、電波法案中一部修正等に関する請願(四通)(第一八九五号) 一、国会内電報局独立に関する請願(第一八九八号)	郡山市に電気通信諸施設完備の請願 請願者 福島県郡山市長 本間善庫外一名 紹介議員 橋本萬右衛門君 郡山市は、東北地方における商工業の中心地であり、国有鉄道も、六方面に通じて交通上の要地であるから、電気通信諸施設についても、同市に電信、電話回線の集中、電報局および電話局の独立、電話交換方式を自動式に変更する等早急に実現せられたいとの請願。	本仲太郎外二名 紹介議員 小林勝馬君 無線従事者の質的向上を目的として開設された電波高等学校および電気通信大学は、目下提案中の電波関係三法案に密接な関係があるから、(一)現在電波関係教育機関において専門科目の教官をしている者には無線従事者の資格を与えること、(二)無線従事者の国家試験制度を改善すること、(三)通信長の船舶無線電信局に関する経歴中「十年以内」を削除すること等電波法案中関係條項の一部を修正せられたいとの請願。	宿舎、各政党本部その他の建物が増加し、閉会中の通信も少なくない実情にある。しかるに当局の施設および人員は開設当時そのままの現状であるため、業務上の支障が多く、その運営も充分に行われていないから、国会の通信機関として遺憾なくその機能を發揮するため、当局を独立の常置局とせられたいとの請願。
第一七九六号 昭和二十五年三月二十九日受理 電波法案中一部修正等に関する請願(五通) 請願者 長崎市片瀨町三ノ三二 浦川義人外十三名 紹介議員 橋本萬右衛門君 アマチュア無線は、個人的興味によつて行われる全世界的規模の国際無線通信ならびに無線実験であり、現在では国際法規で認められているところである。しかし、わが国では従来実験用私設無線局の規定によつて極く小範囲のみに行われていたに過ぎないが、正しいアマチュア無線の発達によつて、学術技術および国際親善への寄与、青少年に対する教育娯楽の指導ならびに災害時の非常通信等の万全を期すため、今国会に提出された電波法案の審議に當つて、アマチュア無線の特性を考慮されて必要な諸條項に関して適切な修正を行われたい、またアマチュア無線の許可についても適切な方策を講ぜられたいとの請願。	第一八二八号 昭和二十五年三月三十日受理 電波法案中一部修正等に関する請願(五通) 請願者 埼玉県川越市宮下町四七九 鈴木英夫外七名 紹介議員 橋本萬右衛門君 この請願の趣旨は、第一七九六号と同じである。	第一八九五号 昭和二十五年四月一日受理 電波法案中一部修正等に関する請願(四通) 請願者 東京都墨田区寺島一ノ一九四 村尾清外十二名 紹介議員 橋本萬右衛門君 この請願の趣旨は、第一七九六号と同じである。	
第一八八〇号 昭和二十五年三月三十一日受理 電波法案中一部修正等に関する請願(五通) 請願者 東京都世田谷区玉川奥沢町三ノ一二三 浅井重彦外十五名 紹介議員 橋本萬右衛門君 この請願の趣旨は、第一七九六号と同じである。	第一八八七号 昭和二十五年三月三十一日受理 電波法案中一部修正に関する請願 請願者 香川県三豊郡詫間町詫間電波高等学校内 栗	第一八九八号 昭和二十五年四月一日受理 国会内電報局独立に関する請願 請願者 東京都千代田区永田町二ノ一四国会内電報局内 森秀雄 紹介議員 橋本萬右衛門君 国会内電報局の業務量は、開会中一日平均発信二百通、着信三百通に達し、着信の配達その他の附帯業務のため、実質的には独立局と大差がなく、また当局利用者の大部分が国会議員であるため、取扱電報も重要なものが多く、一方最近国会周辺に議員会館、同	
第一八二五号 昭和二十五年三月二十九日受理			

昭和二十五年五月六日印刷

昭和二十五年五月八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所